明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○労働安全衛生規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（**厚生労働**一一二）　一
〔告　示〕
○学校教育法施行規則第百五十条第三号の専修学校の高等課程等を定める告示の一部を改正する告示（**文部科学**一〇九）　四
○学校教育法施行規則第百五十五条第一項第五号の専修学校の専門課程等を定める告示の一部を改正する告示（**同**一一〇）　七
○第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項の一部を改正する件（**経済産業・環境**九）　一四
〔公　告〕
裁判所
諸事項
破産、免責、再生関係　一六
特殊法人等
独立行政法人空港周辺整備機構令和三事業年度財務諸表、弁理士登録、日本弁護士連合会懲戒処分関係　三五
地方公共団体
教育職員免許状失効・取上げ処分、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　三九
会社その他
会社決算公告　四三

省令

○厚生労働省令第百十二号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第百条第一項の規定に基づき、労働安全衛生規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年八月二十二日　厚生労働大臣　加藤　勝信

労働安全衛生規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令

（労働安全衛生規則の一部改正）

第一条　労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（様式の任意性）	（様式の任意性）
第百条　法に基づく省令に定める様式（様式第三号、様式第六号から様式第六号の三まで、様式第十一号、様式第十二号、様式第二十一号の二の二、様式第二十一号の七、様式第二十三号、有機則様式第三号の二、鉛中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十七号。以下「鉛則」という。）様式第三号、四アルキル鉛中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十八号。以下「四アルキル則」という。）様式第三号、特化則様式第三号、高気圧作業安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第四十号。以下「高圧則」という。）様式第二号、電離則様式第二号及び様式第二号の二、石綿則様式第三号並びに除染則様式第三号を除く。）は、必要な事項の最少限度を記載すべきことを定めるものであつて、これと異なる様式を用いることを妨げるものではない。	**第百条**　法に基づく省令に定める様式（様式第三号、様式第六号、様式第六号の二、様式第十一号、様式第十二号、様式第二十一号の二の二、様式第二十一号の七、様式第二十三号、有機則様式第三号の二、鉛中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十七号。以下「鉛則」という。）様式第三号、四アルキル鉛中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十八号。以下「四アルキル則」という。）様式第三号、特化則様式第三号、高気圧作業安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第四十号。以下「高圧則」という。）様式第二号、電離則様式第二号及び様式第二号の二、石綿則様式第三号並びに除染則様式第三号を除く。）は、必要な事項の最少限度を記載すべきことを定めるものであつて、これと異なる様式を用いることを妨げるものではない。